

補助金調書

| | | | | | |
|---|--|--|--------|--------------|----------------------------------|
| 補助金名 | 福岡市交通安全推進協議会補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 市民局生活安全部生活安全課 (TEL: 711-4054) |
| 交付先 | 団体 | 福岡市交通安全推進協議会 | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | 非公募 | (公募の場合) 公募時期 | | 随時 | |
| (公募の場合) 応募要件 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | <p>福岡市交通安全推進協議会は、本市の交通事故の絶滅、その他交通の安全と円滑を図るために実施する諸事業を鑑み、本市の交通安全に寄与し、市民の福祉の向上に多大な役割を果たすことを目的としている。</p> <p>この目的を遂行するために、市内の各行政機関や県警察、各種交通関係団体、企業等の代表者が委員として構成されており、このように官民が一体となり福岡市全体で交通安全推進に取り組む団体は他にない。</p> <p>以上のことから、本補助金は公募に馴染まないものである。</p> | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和47 | 年度 | 経過年数 | 47 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | <p>【目的】 福岡市の交通安全思想の普及・啓発及び交通安全教育の充実強化を図り、交通事故のない快適で安全なまちづくりを推進するもの。</p> <p>【対象事業】 (1)交通安全思想の普及 (2)交通安全教育の強化 (3)道路等の整備促進 (4)交通安全施設の整備促進 (5)交通環境の整備促進 (6)その他</p> | | | | |
| 補助金の終期 | 平成32 | 年度 | 延長回数 | 1 | 回 |
| 終期を延長する理由 | 本市は交通安全対策に関する施策を実施する責務があり、推進協議会のような県警や関係団体等と一体となって幅広い啓発を行うことがより効果的な取り組みとなることから、補助金の継続は必要である。 | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | その他 | <p>【補助対象経費】 飲酒運転の撲滅、自転車安全利用の推進などに関する啓発物購入費等</p> <p>【補助金額の算定方法・考え方】 事業を実施し、目的を達成していくために必要な額</p> | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | |
| | 596 千円 | 596 千円 | 663 千円 | 697 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 四季の交通安全運動の実施 飲酒運転ゼロを誓う、市民の集いの開催 など | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 交通事故の発生件数が、年々減少傾向にある。 | | | | |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。